

2010年 9月2日

国土交通大臣
前原 誠司 様

国土交通省職員組合
中央執行委員長 加藤 順一

超過勤務縮減とメンタルヘルス対策の強化に関する要求書(素案)

国交省・地方整備局の職場においては、歯止めのない定員削減のもと、非常勤職員が大幅に削減され、各種支援業務も縮小され、「走りながらの改革」を求められる第一線の職場で働く常勤職員の労働強化が進んでいます。

このため、多くの職員が長時間に及ぶ超過勤務を強いられ、ワーク・ライフ・バランスの実現はもとより、心と身体の健康にも悪影響が出ています。厳しい労働環境は、メンタルヘルスの不調（「精神と行動の障害」）を理由とする長期病休者が増加につながり、超過勤務の縮減とメンタルヘルス対策が大きな課題となっています。

しかし、超過勤務縮減の当局施策は現在、「他律的業務が多く自律的にコントロールできない」という立場で策定・運用されているため、抜本的な改善に結びついていません。また、メンタルヘルス対策についても、最も重要な「未然防止」「早期発見・早期対策」に向けた組織的な取り組みが不十分なため、実効があがっていません。

国交職組は、組合員・職員の心と身体の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、職場実態を踏まえた全職員参加の対策が必要不可欠だと認識しています。

貴職におかれては、公共サービス基本法の主旨に則り、「公共サービスに従事する者」としての職員の労働環境の整備に向けて、下記要求事項について、速やかに団体交渉を行い、誠意ある回答および適切な措置を講じられるよう強く求めます。

記

1. 超過勤務時間の縮減について

- (1) 全ての職場の超過勤務および本省における在庁時間の実態並びに超過勤務縮減の取組状況および成果について、国交職組に対して情報を公開すること。
- (2) 適切かつ自律的な勤務時間管理を徹底するため、臨時・緊急の場合を除き、超過勤務命令をしないこと。
- (3) 超過勤務手当は、超過勤務命令の実績に応じて全額支給すること。このため、正確な勤務時間を記録するとともに、必要となる予算を確保すること。
- (4) 地方整備局においては、360時間／年の上限目安を設定するとともに、段階的超

過勤務時間縮減目標を設定して計画的に進めること。

- (5) 当局の超過勤務縮減の取組みを周知徹底するとともに、幹部職員・管理職員が率先垂範で確実に実施すること。なお、取組み結果については、一定期間毎に十分検証し施策に反映させること。

2. メンタルヘルスの不調（「精神と行動の障害」）対策について

- (1) 公務に起因するメンタルヘルスの不調を未然に防止するため、職場環境・労働環境の全般的な改善に努めること。
- (2) 未然防止および早期発見のため、専門機関と連携した組織的対応を強化すること。
その際、身体の定期健康診断と同様に、全ての職員を対象に「心の定期健康診断」を実施し、個人の希望に対応した継続的な相談や職場単位の組織診断を行うこと。
なお、必要経費については、厚生経費予算の増額（又はメンタルヘルス対策への増額）および共済短期事業等との連携を含め、実現に向けて幅広く検討すること。
- (3) 復職支援対策としての「試し出勤制度」については、本人および主治医等との連携を十分に図るとともに、その制度趣旨等について、職場内の周知徹底に努めること。
- (4) 長期病休者および病気休職者の代替要員については、公務に起因する新たなメンタルヘルスの不調者を発生させないように、最大限配慮し措置すること。
- (5) メンタルヘルス対策の具体化にあたっては、国交職組と事前に協議するとともに、取り組み経過等について十分な情報交換を行うこと。

以上